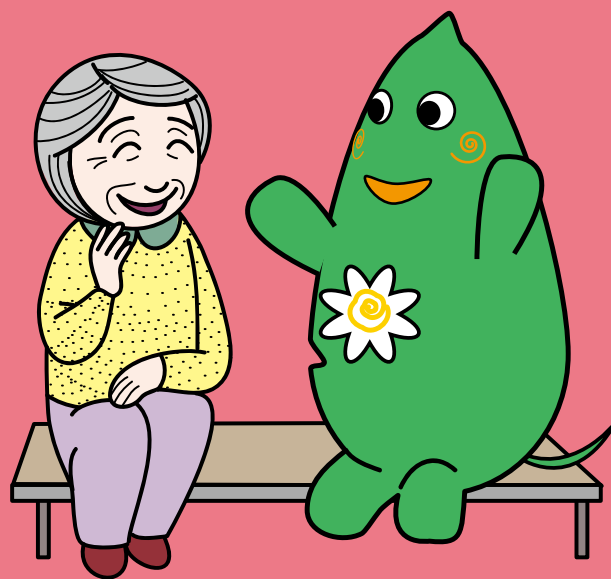


これ一冊あれば ひとり暮らしも ひと安心！

第5版

生活お役立ちガイド



大和市イベントキャラクター
ヤマトン

大和市

ガイドを手にした方へ

市民の皆様、こんにちは。大和市長の古谷田力です。
本市では、市民の皆様が、立場や境遇に関わらず、心や体に加えて社会的にも幸せな状態、いわゆるウェルビーイングを実感できるまちを目指しています。

そのためには、年齢を重ねた方々がたとえ一人暮らしになっても、健康で自立した生活を送れるようにすることが大切です。

本書には、市民の皆様が一人暮らしになったときに不安に思うであろうことについて、市の事業や相談窓口などの役に立つ情報が盛り込まれています。

本書が、皆様の一人暮らしの不安を解消し、健康で幸せな毎日を送っていただくためのガイドになれば幸いです。

大和市長 **古谷田 力**



救急・災害

- Q 1 急病が心配。準備できることは …………… 3～4
- Q 2 休日や夜間に具合が悪くなったら …………… 5～6
- Q 3-1 万が一の際に備えたい …………… 7～8
- 3-2 地震などの災害が起きそうで心配

社会参加

- Q 4 仕事をしたい・頼みたい …………… 9～10
- Q 5 ボランティアをしたい・頼みたい …………… 11～12
- Q 6 ひとり暮らしでも、出かけたくなる場所がないかな …… 13～14

介護

- Q 7 もし、介護（支援）が必要になったら …………… 15～16
- Q 8 介護予防に取り組みたい …………… 17～18

健康づくり

- Q 9-1 健康について相談したい …………… 19～20
- 9-2 なるべく健康でいたい
- Q 10 物忘れや認知症が心配。大丈夫かな …………… 21～22

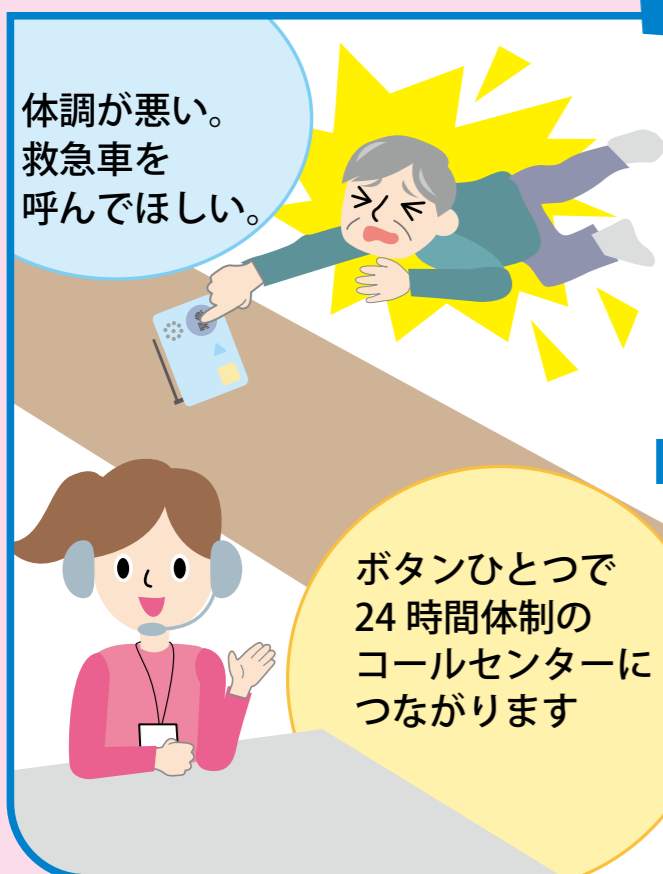
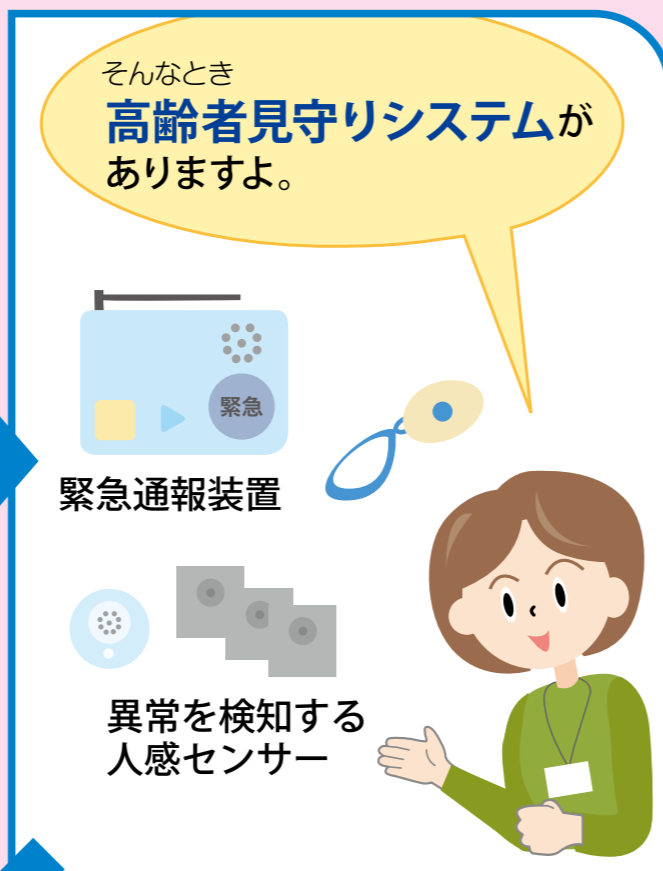
終活など

- Q 11 終活の相談をしたい …………… 23～24
- Q 12 わが家を空き家にしないためには？ …………… 25～26
- Q 13 成年後見制度について相談したい …………… 27～28
- Q 14 ご家族でお亡くなりになった方がいたら …………… 29～30

相談窓口

- Q 15 オレオレ詐欺にあわないか不安 …………… 31～32
- Q 16 福祉の総合窓口はあるの？ …………… 33～34
- Q 17 経済的に困窮した時、相談できる窓口はあるの？ …… 35～36
- Q 18 身近な地域で相談できる窓口があるの？ …………… 37～38

Q 1 急病が心配。準備できることは



A 1 高齢者見守りシステムがあります！

— 高齢者見守り(緊急通報)システム —

- 65歳以上の一人暮らしで体調が急変する疾病を持たれている方などの自宅に機器を設置します。容体の急変時や災害発生時に緊急通報ボタンを押すと、24時間体制のコールセンターにつながり、常駐している看護師などの専門職員が対応する仕組みです。また、人感センサーが異常を検知した場合も同様にコールセンターに通報が入ります。
- 介護保険料の所得段階に応じて自己負担金があります。
- ご自宅に固定電話の回線が引かれている、または、携帯電話を所持している方で、次の①～③のいずれかに該当する方が対象となります。

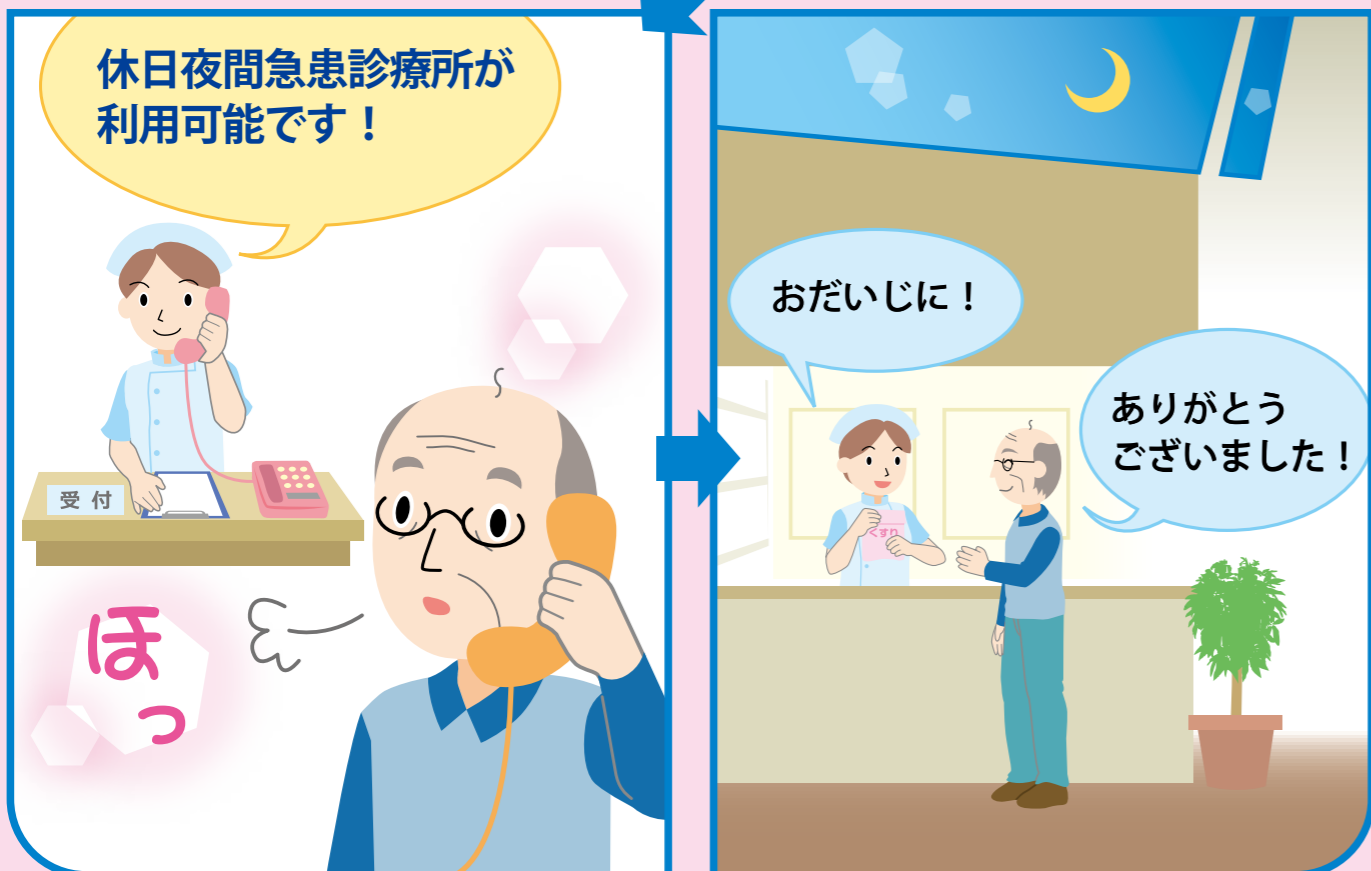
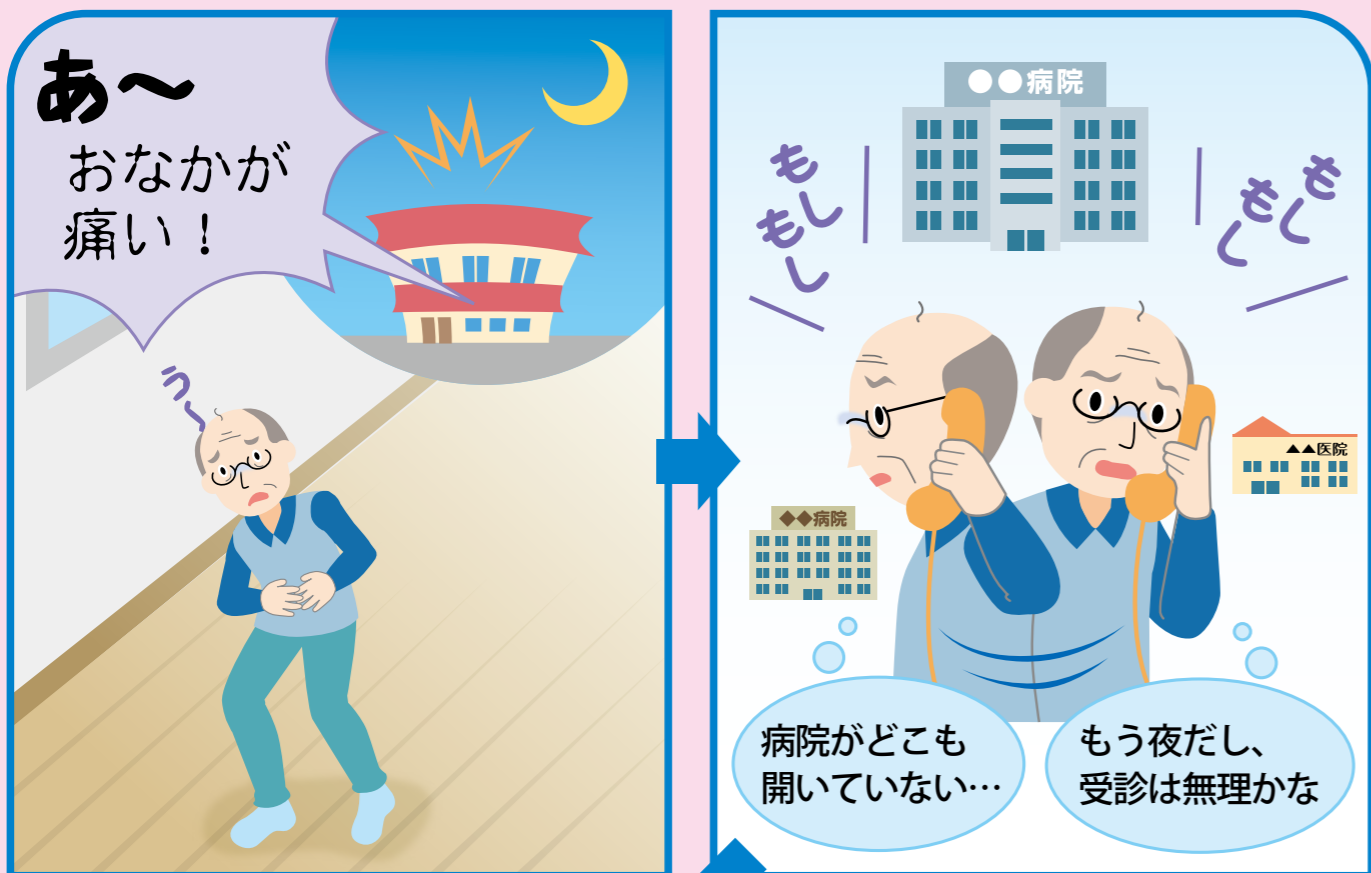


◆対象となる方

- ①80歳以上の一人暮らしの方
- ②65歳以上80歳未満の一人暮らしの方で、心疾患、脳血管疾患、慢性呼吸不全、癌、薬物療法が必要な糖尿病、高血圧症などの持病があり、その持病を原因として意識の喪失、運動機能の著しい低下など、緊急時に外部へと連絡することが困難となる可能性の高い方
- ③一人の方が①②と同様の身体状況で、その他の方が寝たきりや認知症などにより緊急時に適切な対応ができない状態にある世帯

●問合せ：お住まいの地域の地域包括支援センターへ(P38参照)

Q 2 休日や夜間に具合が悪くなったら



A 2 休日夜間急患診療所や大和歯科診療所で診てもらいましょう!

— 休日夜間急患診療所(内科・小児科) —

診療日	診療時間
月～土曜日	午後8時～午後11時
日曜日、祝日、 12月30日～1月3日	午前9時～正午、午後2時～午後5時、 午後8時～午後11時

<受付は、診療時間終了の15分前まで。>

- 場 所：大和市地域医療センター（大和市鶴間1-28-5）
- 電 話：046-263-6800

— 大和歯科診療所 —

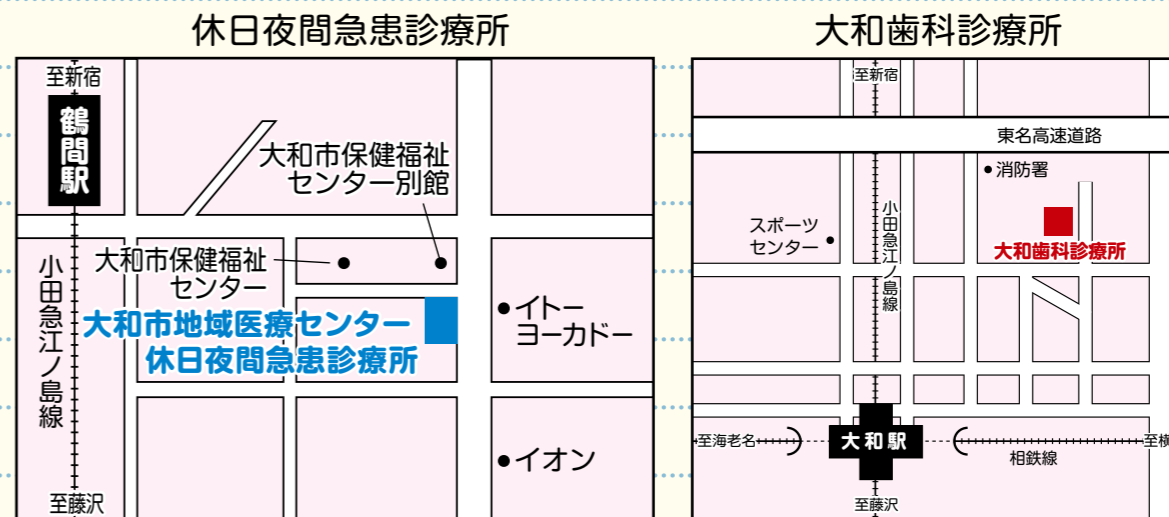
診療日	診療時間
日曜日、祝日	午前9時～正午
5月3日～5日 ^(※1) 、 12月30日～1月3日 ^(※2)	午前9時～正午、 午後1時30分～午後4時

<受付は、診療時間終了の30分前まで。>

(※1) 連続する日曜日又は休日を含む。

(※2) 1月4日が日曜日の場合は、1月4日を含む。

- 場 所：大和綾瀬歯科医師会 大和歯科診療所（大和市深見西2-1-25）
- 電 話：046-263-4107



Q 3-1 万が一の際に備えたい

救急車を呼んだ時に役立つ
救急医療情報キットがあります。

大和市内在住者限定
救急医療情報キット
大和市

かかりつけ医
緊急連絡先

救急医療活動に必要な情報を
記入して、キットを自宅の冷蔵庫に
保管してください。

かけつけた救急隊員が、
キットの情報を参考に
適切な救急活動を実施します。

Q 3-2 地震などの災害が起きそうで心配

あ！
自治会長さん
おはよう！

おはよう！
今朝の地震
大きかったね。

家族の助けも得られない人は
どうやって逃げるんでしょうね。
こわくなりました

避難行動要支援者支援制度
があるよ！市に問合せみて

近所の人達が助けあって
避難支援するよ！

A 3-1 救急医療情報キットがあります！

— 救急医療情報キット —

・ご自宅で万が一のことがあった際の救急医療活動や、災害時での医療救護活動が円滑に行われるように備えるための道具です。

◆配布対象者

- ・市内在住者に無料で配布しています。

◆配布場所

- ・保健福祉センター4階（医療健康課）、市役所本庁舎1階（介護保険課）
- ・シリウス、ポラリス、ベテルギウス、各学習センター
- ・消防本部、消防署各分署・出張所 ・市内全郵便局 ・市内薬局（10箇所）



詳細はこちら



●問合せ：医療健康課

☎046-260-5661

A 3-2 避難行動要支援者支援制度があります！

— 避難行動要支援者支援制度 —

・災害時に自力での避難が難しい方を地域で支えるための取り組みとして、個人情報の提供に同意した方をまとめた名簿を市が作成し、地域の避難支援者に提供することで、隣近所が助け合う速やかな避難につなげることを目的とした制度です。

・地域の避難支援者へ提供する名簿の掲載に同意される方は
福祉総務課にご相談ください。

※地域の避難支援者が、ご自身、ご家族の安全を守ったうえでのご協力で行われる支援であり、必ず避難支援を受けられることを保証するものではありません。



詳細はこちら

●問合せ：福祉総務課

☎046-260-5604

Q 4 仕事をしたい・頼みたい



定年退職したけど
まだまだ元気！ 時間もあるし

自分の経験を
生かせる仕事や

手軽にできる
仕事は
ないかなあ…

だったら
大和市シルバー人材センター
があるよ！

今は頼んでいる側だけど
昔はそこで仕事をしていたんだ。

自分にあつた作業を
登録できるよ。

家事

植木の剪定

大工仕事

毛筆宛名書き

色々な依頼があるんだなあ～

やりがいがありそうだな
やってみるよ！

まずは 問合せてみたら…

A 4 シルバー人材センターに相談してみましよう。



— 大和市シルバー人材センター —

◆仕事をする

- 健康で働く意欲のある60歳以上の方なら、どなたでも入会可能です。
- 入会された会員に対して、会員の要望にそって仕事を紹介されます。
- 会員になると、各種講習会や、社会奉仕のできるイベントなどに参加することもできます。

◆仕事を頼む

- 身の回りの軽作業から技術の必要な作業まで、丁寧に対応します。
- (例) 電球交換、家の片づけ、簡単な大工仕事、庭の除草、お墓の清掃など



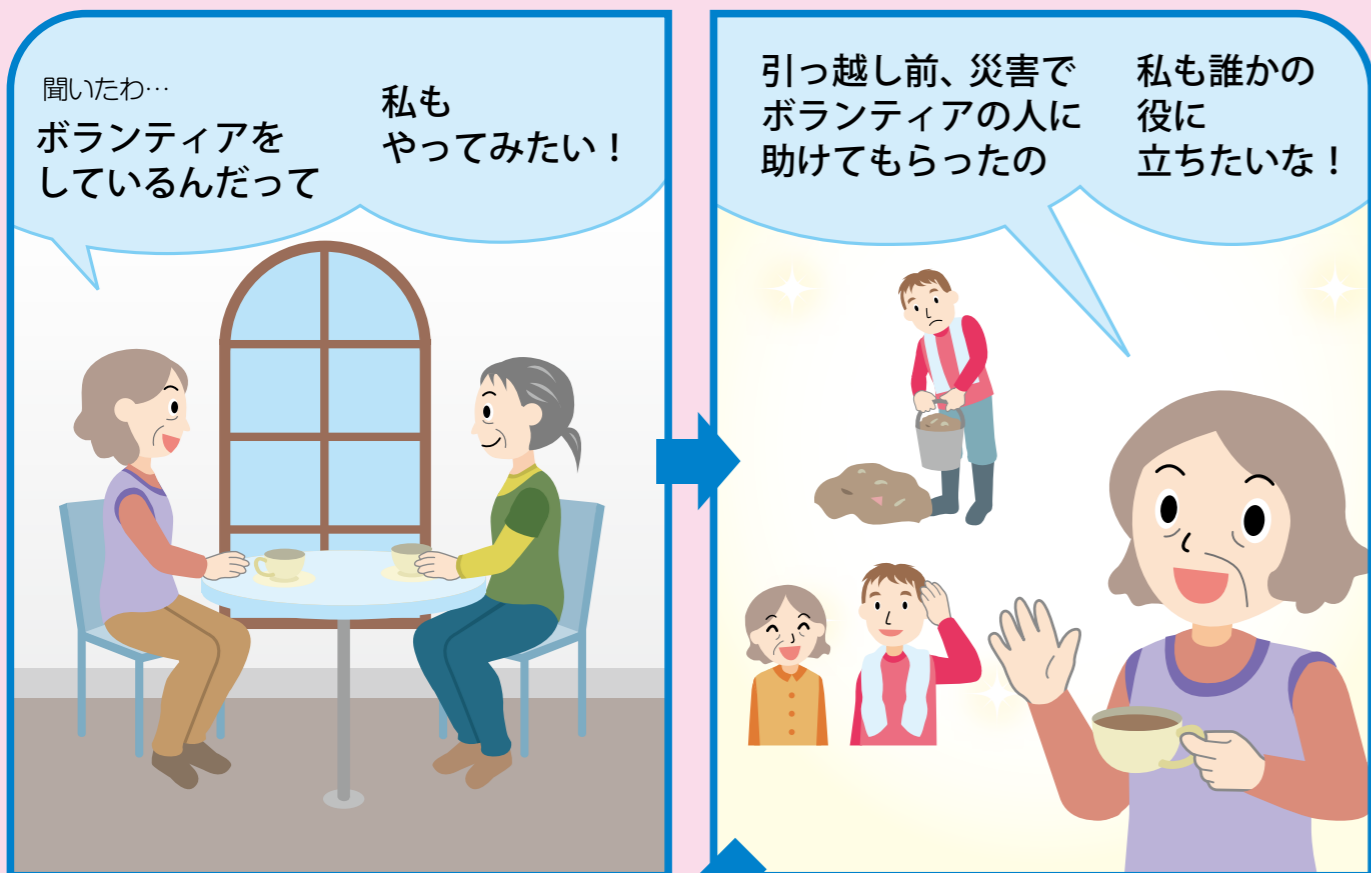
※ まずは、お気軽に問合せください。

●問合せ：大和市シルバー人材センター

☎046-263-8600

MEMO

Q 5 ボランティアをしたい・頼みたい



A 5 ボランティアに関する相談窓口がありますよ!

— やまとボランティア総合案内所 —

- 市役所内にあるボランティアに関する相談窓口です。
- 「何から始めたらいいかわからない」「どんな活動があるかわからない」といったさまざまな分野のボランティアに関する相談を受け、関連するボランティアコーディネート組織等を紹介します。

●問合せ：つながり推進課

☎046-260-5103

— 大和市社会福祉協議会(やまとボランティアセンター) —

◆ボランティアをしたい

- ボランティア活動に関する相談や情報提供、支援活動の紹介をしています。

◆ボランティアを頼みたい

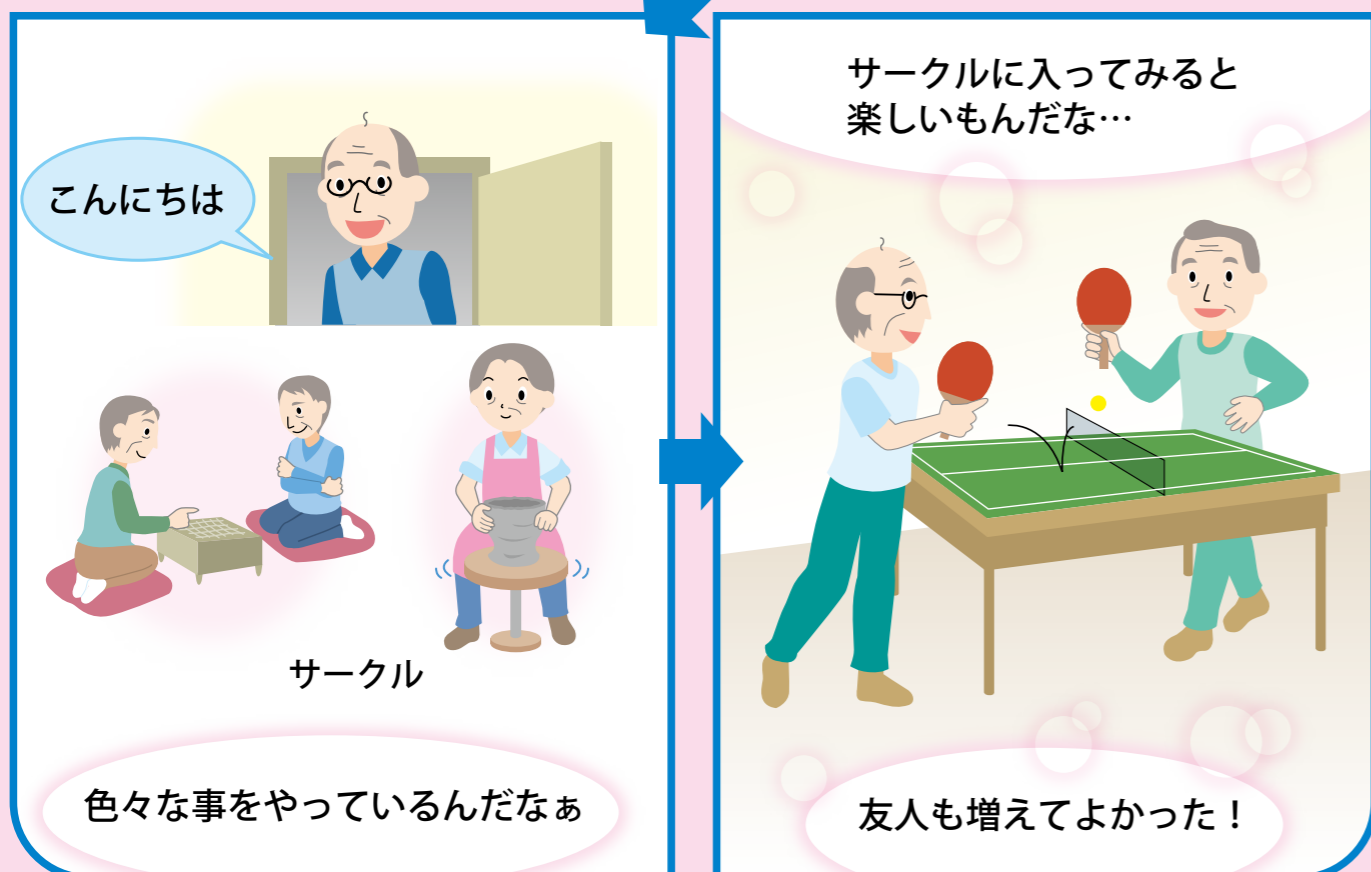
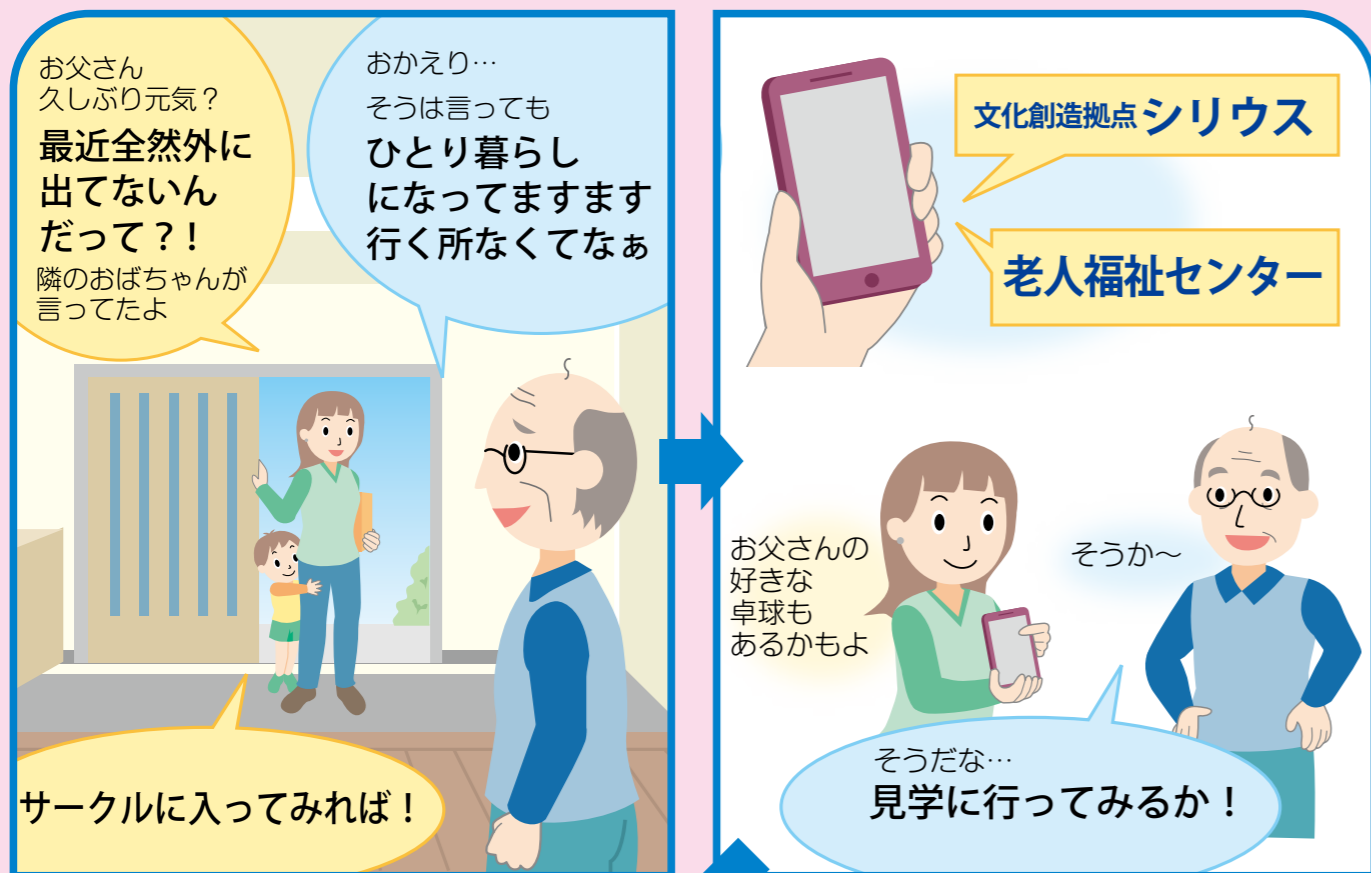
- ボランティアによるお手伝いを必要としている人の相談に応じ、ボランティアの紹介などを行います。

●問合せ：大和市社会福祉協議会(ボランティアセンター)

☎046-260-5643

MEMO

Q 6 ひとり暮らしでも、出かけたくなる場所がないかな



A 6 身近な居場所や活躍場所があります!

—— 文化創造拠点 シリウス (大和南1-8-1) ——

※シリウスでは、誰もが参加できるさまざまな講座やイベントなどが開催されており、市民の方々が講師となって行う講座もあります。
 ※施設内の図書館は、さまざまなジャンルから幅広い蔵書を取り揃えています。
 ※健康度見える化コーナー(4階)では、体組成計や血管年齢測定器などを自由に利用でき、週に1度測定結果を踏まえた健康相談なども受けられます。

—— 市民交流拠点 ポラリス (中央林間1-3-1) ——

※1階の市民交流スペースは、自習やミーティング、休憩など誰でも気軽に利用できます。
 ※各種講座を開催しています。また屋内球技ができるアリーナがあります。

—— 市民活動拠点 ベテルギウス (深見西1-2-17) ——

※サークルなどの活動拠点として利用できる市民活動ブース「部室」や、だれでも気軽に利用できる市民交流スペースがあります。

—— 老人福祉センター (保健福祉センター3階) ——

●問合せ ☎046-260-5652
 ※60歳以上の方が、趣味やレクリエーションなどを通して、教養の向上と健康の増進を図り、明るく活力に満ちた生きがいのある日々を過ごすための施設です。

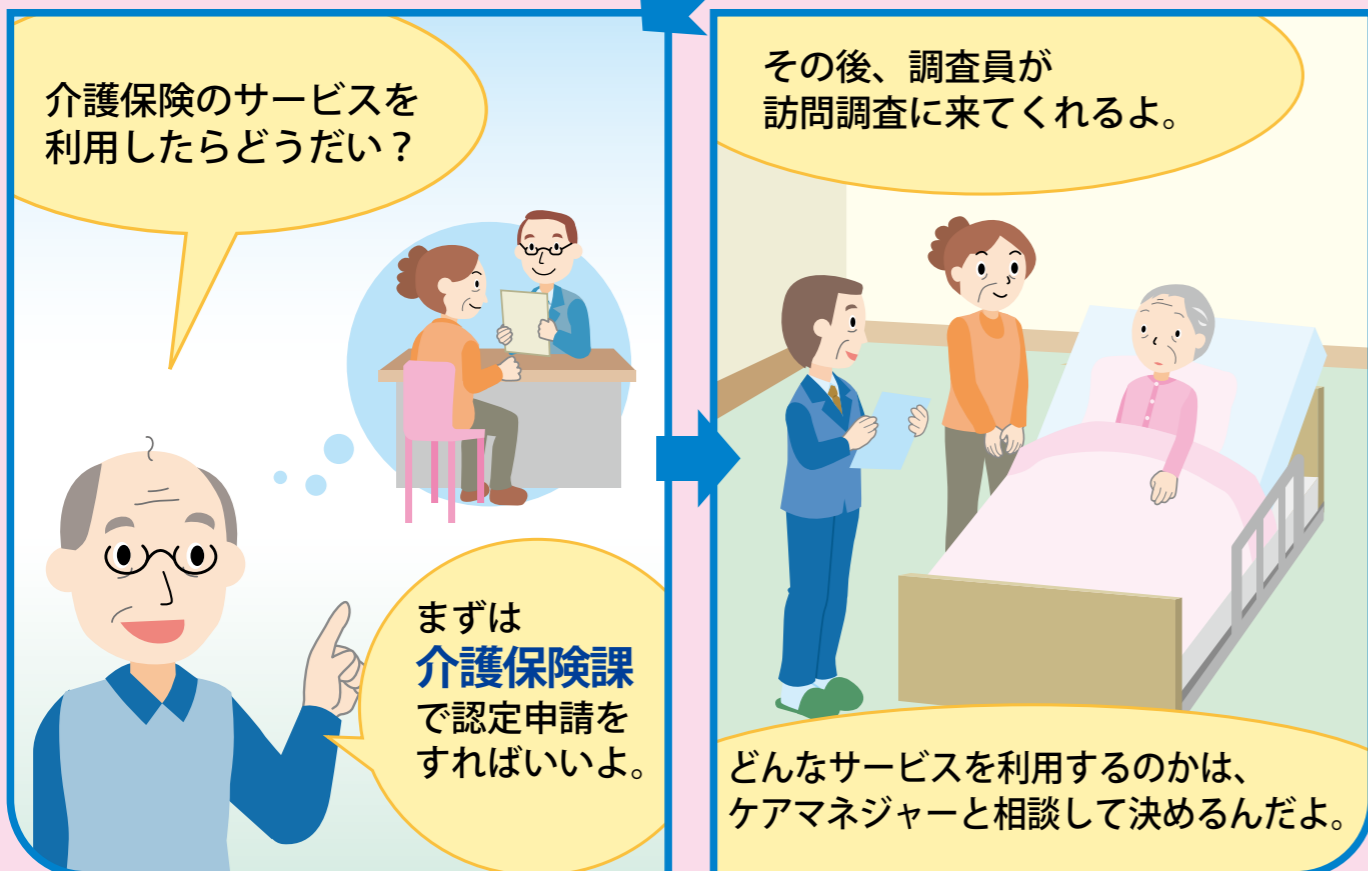
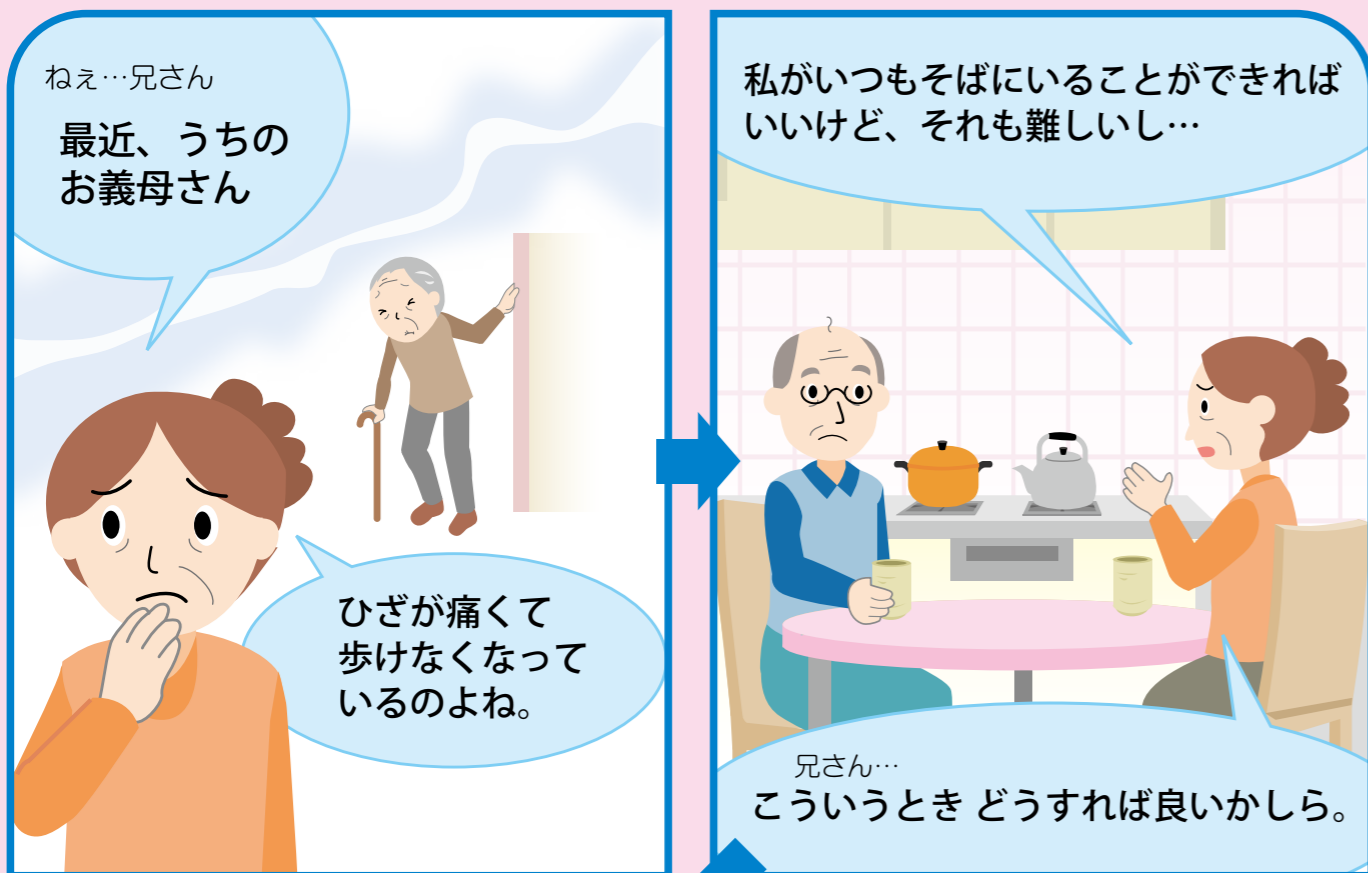
—— 地域の居場所 ぷらっと高座渋谷 (渋谷5-22) ——

●問合せ：人生100年推進課 ☎046-260-5611
 ※地域の方がどなたでもご利用できる居場所として開所しています。
 ※コンシェルジュが常駐しているため、休憩や待合せ、誰かとお話したい方など気軽にお立ち寄りください。

—— 大和市シニアクラブ連合会 ——

●問合せ：大和市シニアクラブ連合会事務局 ☎046-260-5654
 ※おおむね60歳以上の方が、健康づくりや生きがいづくり、奉仕活動など楽しく活動しています。

Q 7 もし、介護（支援）が必要になったら



A 7 介護保険の認定申請をしましょう！

— 介護保険申請 —

◆認定申請ができる場所

- 保健福祉センター別館 1階 介護保険課
または、
- 大和市役所 1階 介護保険課

◆認定申請に持っていくもの

- 介護保険証（介護保険被保険者証）
- 40歳から64歳までの方は、医療保険者が発行する、
①資格確認書 ②資格情報のお知らせ、のいずれか
- かかりつけの病院名、所在地、電話番号と、主治医の氏名がわかるもの

※申請に行けない場合はこちら！

- **問合せ：介護保険課** ☎046-260-5623
- ※問合せや相談は、お住まいの地域の地域包括支援センターでもお受けします (P38)。

MEMO

Q 8 介護予防に取り組みたい



A 8 短期集中予防サービス(サービス・活動C)が利用できます!

約3ヶ月間で集中的に介護予防に取り組むサービスとして、短期集中予防サービスを実施しています。専門職がご自宅を訪問して行う「訪問型」と、会場までご自身で通っていただく「通所型」があります。

◆ご相談・お申込み先

お住まいの地区を担当する地域包括支援センター（P38 参照）へお電話でご相談ください。

【訪問型】

通いが困難な方を対象に、市の専門職（理学療法士、歯科衛生士等）がご自宅に訪問して行うサービスです。「運動」「口腔」それぞれ1人1クール（約3ヶ月）利用でき、費用は無料です。訪問の回数は月2～3回、1回の訪問は30～60分程度です。

◆対象者

基本チェックリストの判定基準で「運動機能」または「口腔機能」に該当した65歳以上の方。

【通所型】

市内の実施会場にて週1回2時間程度、全14回行います。「筋力アップ講座」「運動・口腔ケア講座」「元気はつらつ講座」の3種類あり、実費として1回あたり100円の負担があります。（開始時期は5月頃～、11月頃～の年2回）。

◆対象者

- ・要支援1・2の認定を受けている65歳以上の方
- ・基本チェックリストの判定基準に該当した65歳以上の方(事業対象者)

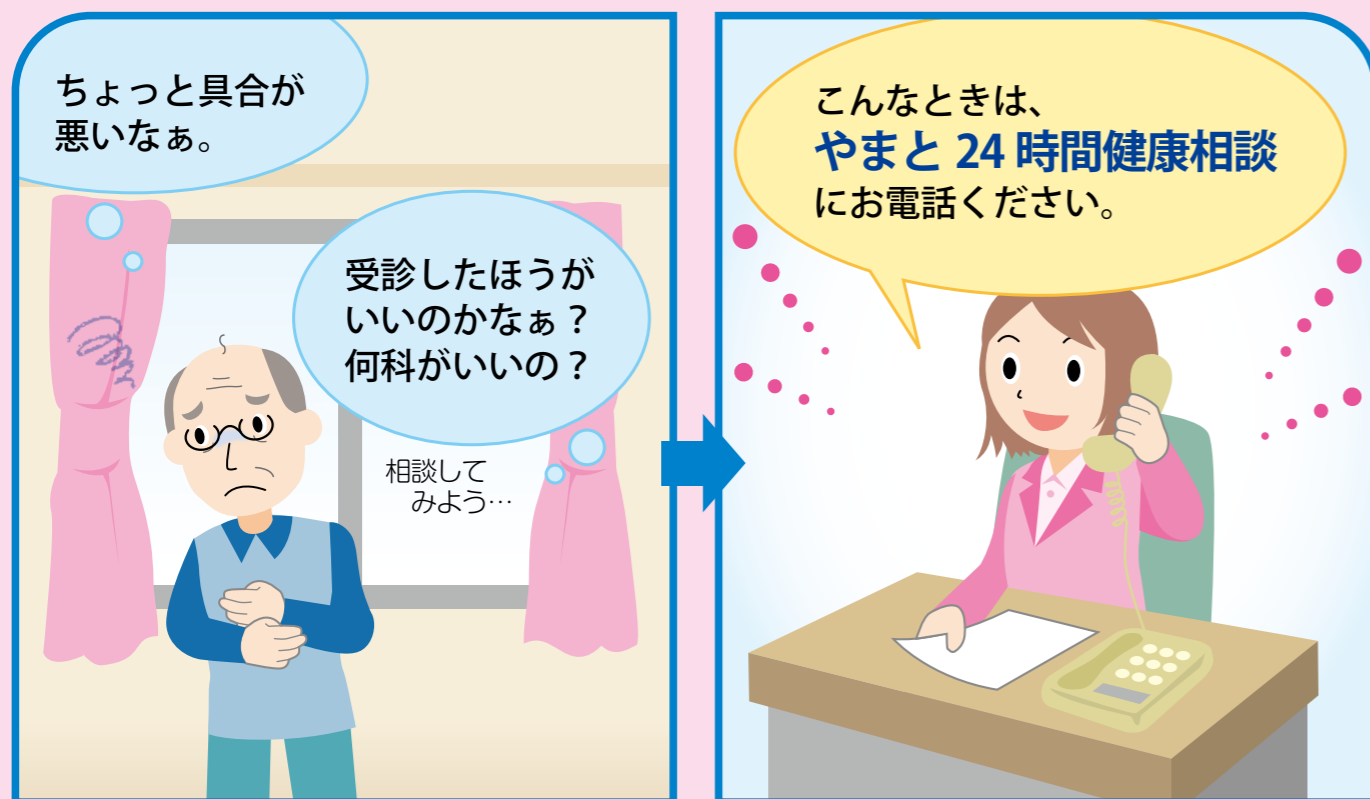
※基本チェックリストは、地域包括支援センターの相談時に実施します。



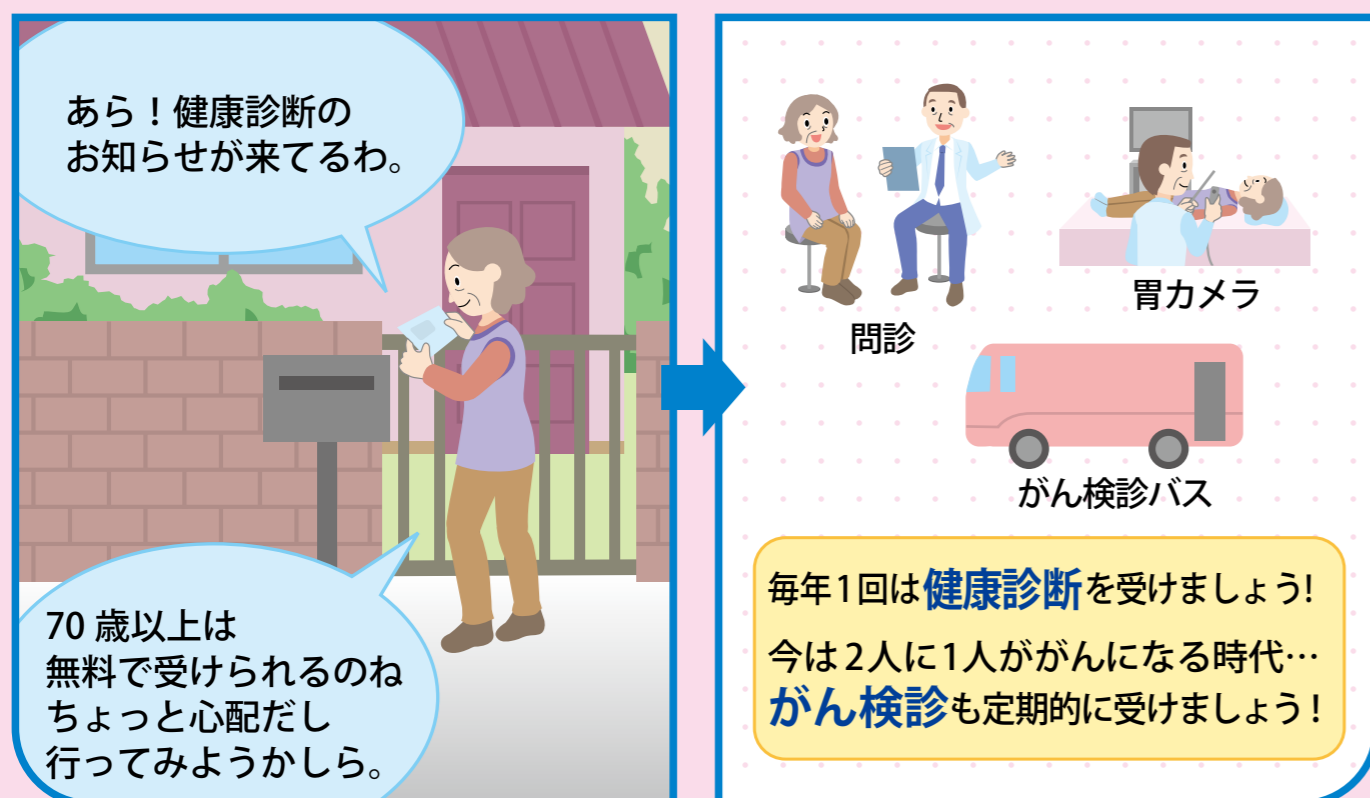
詳細はこちら

●問合せ：お住まいの近くの地域包括支援センターへ（P38参照）

Q 9-1 健康について相談したい



Q 9-2 なるべく健康でいたい



A 9-1 市が行っている健康相談を利用しましょう

— やまと24時間 健康相談 —

- 看護師などの専門職による電話相談を実施しています。受診の判断や医療機関の案内、健康、メンタルヘルス、介護の相談などを行います。

フリーダイヤル

☎ 0120-244-810

— 健康相談 —

- あなたの健康状態に合わせて、保健師・管理栄養士が相談に応じます。

● 問合せ：健康づくり推進課

☎ 046-260-5663

A 9-2 まずは、利用できる健診を受けましょう！

— 特定健診・長寿健診 —

- 対象者：国保加入者や後期高齢者医療制度加入者など
- 内容：問診、身体測定、血圧測定、尿検査、血液検査など
- 自己負担額：1,200円（70歳以上の人など自己負担なし）

● 問合せ：医療健康課

☎ 046-260-5662

※対象となる方には、受診可能な検査項目や方法を記載したガイドブックと受診券を郵送します。

※その他、がん検診や成人歯科健診（40・50・60・70歳対象）、骨粗しょう症検診（40・45・50・55・60・65・70歳女性対象）も実施しています。

※国民健康保険加入者を対象とした人間ドックの助成もあります。

助成額や申請方法は、保険年金課（☎046-260-5115）へお問合せください。

Q 10 物忘れや認知症が心配。大丈夫かな

最近物忘れがひどくて。

私なんかなんにもない所でつまづいちゃうの。歳ってイヤねー

そういえば近所の方にコグニサイズっていう運動教室にさそわれたわ！

これ以上すすまないようにしたいわね。

行ってみましょう！

コグニサイズ 例 5人1組になって順番に数を声に出し「4の倍数」の時は数を声に出さず手をたたく

みんなでやると楽しいね！

頭もよく使うし、体力もつくわ。

頭と体の運動になっていいわね。

A 10 認知症の進行予防や認知症に関する相談窓口・介護予防に関する講座があります！

— 認知機能低下の進行予防 —

- 頭を使いながら楽しく運動するコグニサイズなどの教室
- タブレット端末を使用した認知機能検査の実施 など

— 認知症とともに生きる旅のガイド(大和市版ケアパス) —

認知症の人やご家族はもちろん、市民一人ひとりが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らしが続けられるよう作成しました。認知症に関する相談先やサービスを掲載しています。

◆配布場所

保健福祉センター 4階 (人生100年推進課)、
地域包括支援センター等 ※市ホームページにも掲載



詳細はこちら



●問合せ：人生100年推進課

☎046-260-5612

— 認知症灯台(認知症の総合相談窓口) —

「最近物忘れが多くて」、「認知症の予防方法は?」、「認知症ってどんな症状?」、「病院を受診した方が良い?」など、お気軽にご相談を!

●問合せ：認知症灯台専用電話

☎046-260-5641

午前8時30分～午後5時15分(月～金)

※市の職員が相談に応じます。

※祝日・年末年始を除く

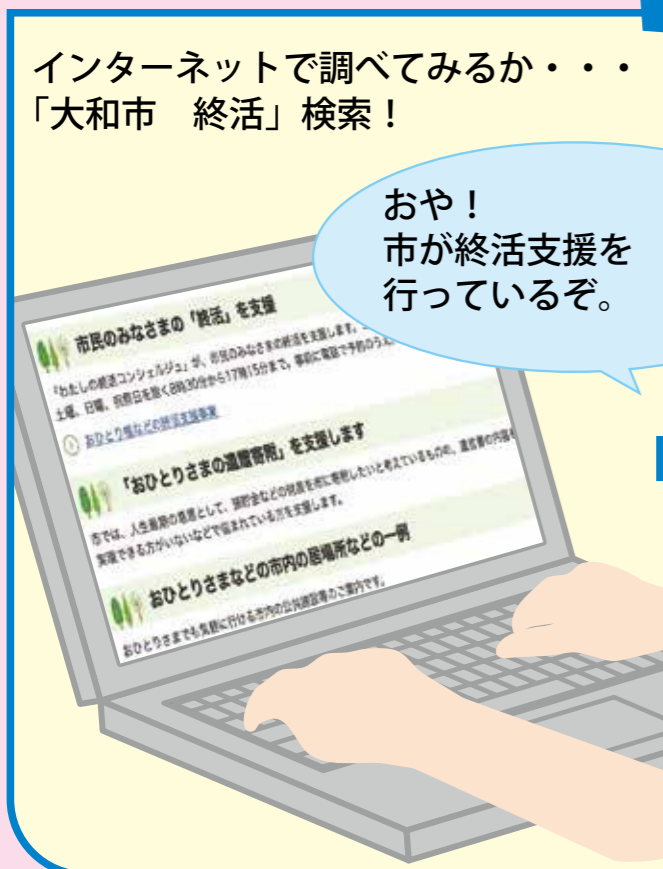
— 介護予防に関する講座 —

- 公園に設置している健康遊具を活用した「健康寿命をのばそう!まるごと講座」
- 介護予防のポイントを学ぶ「介護予防セミナー」

●問合せ：健康づくり推進課

☎046-260-5663

Q 11 終活の相談をしたい



A 11 まずは終活コンシェルジュにご連絡ください。



終活の相談をしたい

— おひとりさまなどの終活支援 —

◆対象となる方

- 市内在住で、自身の死後に不安を抱える一人暮らしの高齢の方、夫婦や兄弟姉妹のみで暮らす世帯の方など（収入の額や親族の有無は問いません）

◆支援内容

①終活コンシェルジュ（市職員）による個別相談

終活全般についてご相談をお受けします。葬儀など具体的なテーマはもちろん、これから終活を始める方の相談も受付けております。また、必要に応じて法律の専門家へつなぐこともできます。

②終活登録

意思表示できなくなったときやお亡くなりになったときに、市に登録した情報を医療機関や警察、消防、親族等からの照会に応じて伝えます。

◆登録可能な情報

- ①緊急連絡先 ②葬儀等生前契約先 ③お墓の場所 ④エンディングノートの保管場所 ⑤遺言書の保管場所 ※1つのみの登録も可能

③終活・一人暮らしの高齢の方向けのお役立ちサイト

市のホームページの中に、一人でも参加しやすいイベントや終活などに関する情報が掲載されていますので、是非ご利用ください。

検索方法：

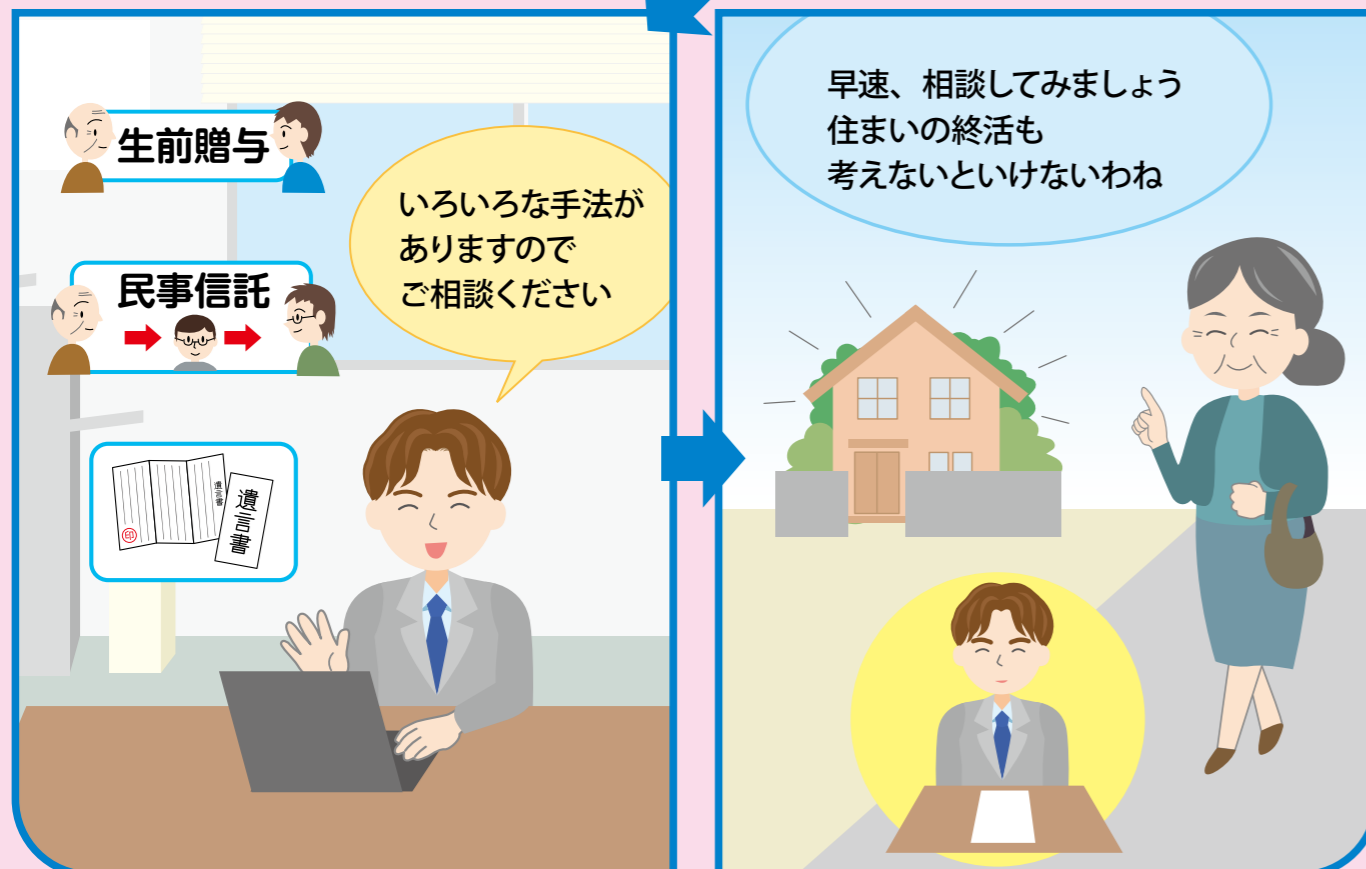
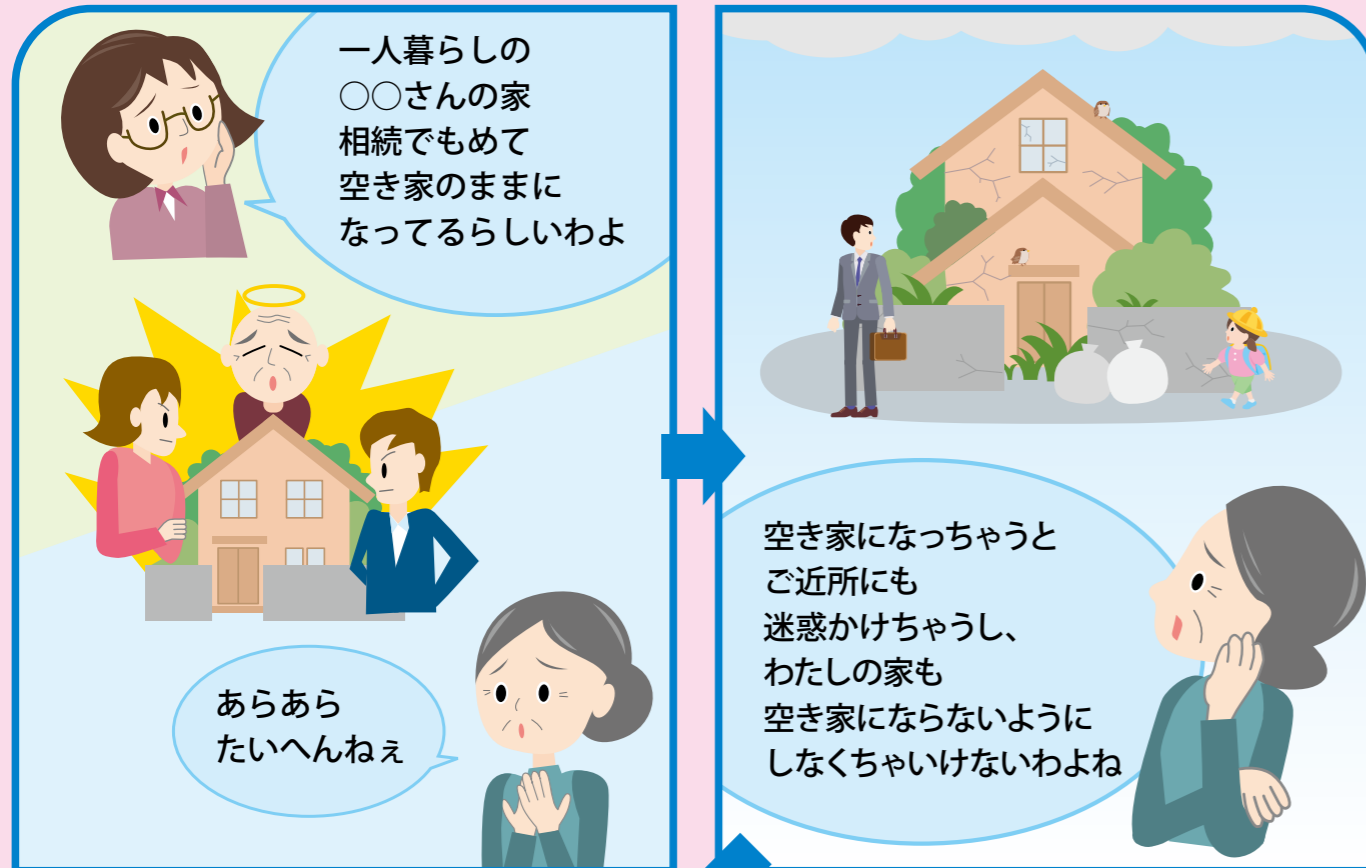


●問合せ：人生100年推進課 おひとりさま施策推進係

☎046-260-5622

※終活コンシェルジュによる個別相談は、電話での予約制です。
※この事業は、市から補助金などを支給するものではありません。

Q 12 わが家を空き家にしないためには？



A 12 住まいの終活を考えましょう

— 住まいの終活 —

- 空き家は、防災・防犯・衛生・景観等の面で周辺住民の生活環境に影響を及ぼす可能性があります。
- 空き家を放置していると、近隣へ迷惑をかけてしまうほか、管理不全が原因で通行人にケガをさせたり、隣家に損害を与えたりした場合は損害賠償を求められるなど、所有者にとっても多くのデメリットが発生します。
- 住まいの終活の参考となる制度
 - ・ 不動産を家族、親族に信託する（民事信託）
 - ・ 自分の財産を相続人となる方などに贈与する（生前贈与）
 - ・ 十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備える（任意後見制度）
 - ・ 自分が死亡したときに財産をどのように分配するか明らかにする（遺言）

● 問い合わせ：建築指導課

☎ 046-260-5422

MEMO

Q 13 成年後見制度について相談したい



A 13 成年後見支援センターが利用できます

成年後見制度について相談したい

— 大和市成年後見支援センター —

- 成年後見制度に関する相談を受けています。
- 必要に応じて関係機関や専門職への相談におつなぎします。
- 市民後見人の支援も行っています。

● 問合せ：大和市成年後見支援センター ☎046-260-6005

— 大和あんしんセンター —

- 自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、日常生活においてのお金の管理に困っている方のお手伝いをするサービスです。
- 対象：加齢などで契約やお金の管理が不安な方

● 問合せ：大和市社会福祉協議会 生活支援課
☎046-260-5634

※ 年収に応じて利用料がかかる場合があります。

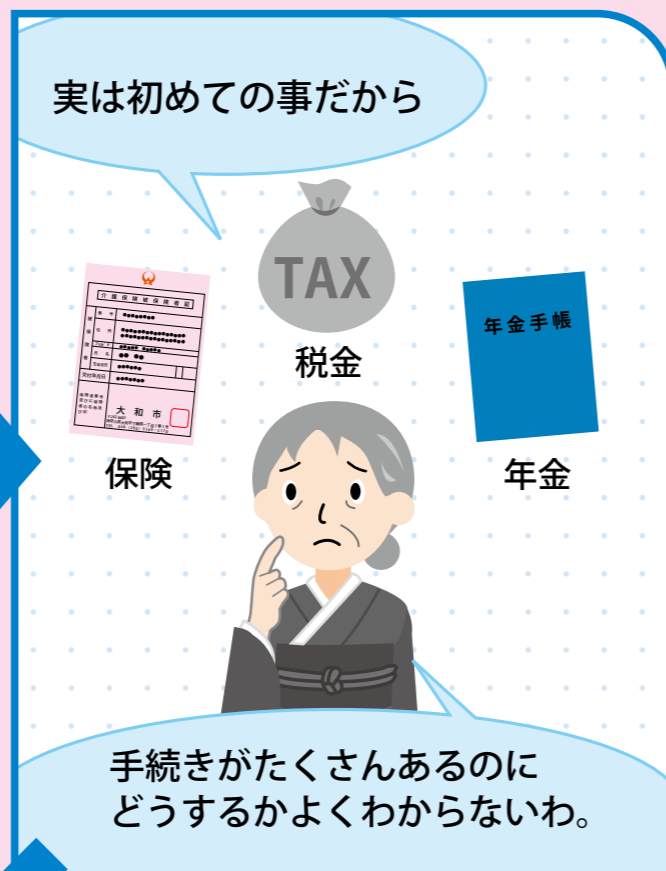
— ふれあい訪問 —

● 問合せ：大和市社会福祉協議会(ボランティアセンター)
☎046-260-5643

※ひとり暮らしの高齢の方に対して、ボランティアが定期的に訪問して孤独や不安の解消に努めます。

MEMO

Q 14 ご家族でお亡くなりになった方がいたら



A 14 ご遺族支援コンシェルジュがご案内します!

— ご遺族支援コーナー —

- 死亡に伴う手続きは、健康保険、税、年金など多岐に渡ります。どの窓口で、どの書類が必要かをご遺族支援コンシェルジュがご案内します。
※ 原則として事前に予約が必要です。

◆設置場所

市役所1階ご遺族支援コーナー

◆対象者

亡くなられた時に大和市に住民登録があった方のご遺族

◆業務内容

- 何をすべきかわからないなどの不安に対する相談
- 各種手続き窓口への案内

◆案内対象窓口

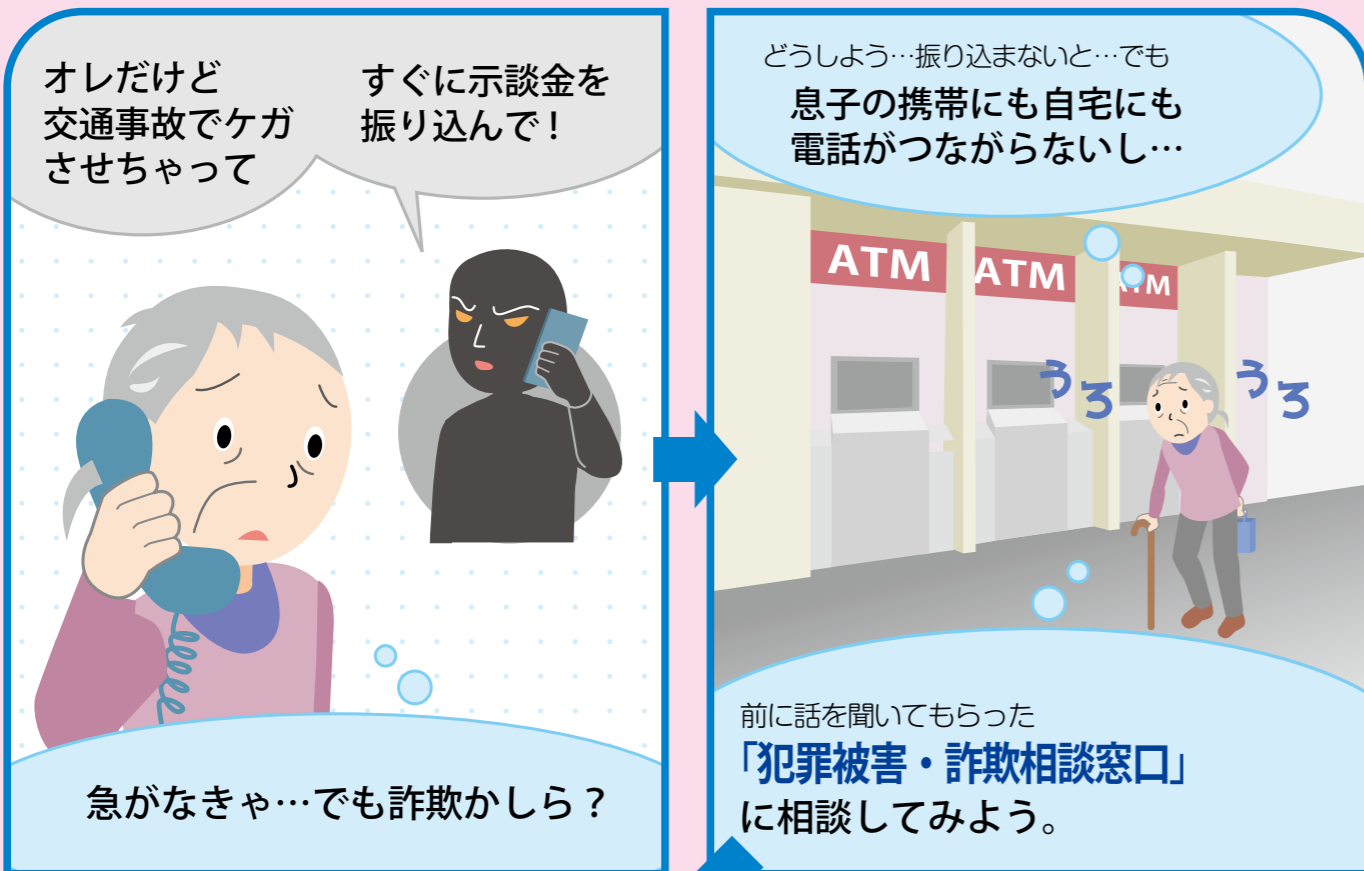
市民課、保険年金課、市民税課、資産税課、収納課、介護保険課、障がい福祉課、こども総務課などの各窓口（必要に応じて市民相談課の実施する専門相談をご案内する場合があります。）

●問合せ：市民課 ご遺族支援コーナー

☎046-260-5014

※大和市内は非常に被害が多いので注意してください!

Q 15 オレオレ詐欺にあわないか不安



A 15 オレオレ詐欺などの特殊詐欺について相談できる窓口があります!

— 犯罪被害・詐欺相談窓口 —

- 市では犯罪被害やオレオレ詐欺などの特殊詐欺について相談を受け付けています。
- オレオレ詐欺などの被害者のほとんどが、詐欺の手口などについて認識がありながら、被害に遭っています。
- 電話を受けて、少しでも「あやしい」と思ったら、お金などを渡す前にご相談ください。
- 緊急時には、一刻も早く警察へ連絡しましょう。

●問合せ：犯罪被害・詐欺相談窓口(市民相談課)

☎046-260-7970

●大和警察署(休日、夜間、緊急な場合)

☎046-261-0110

— 消費者生活相談 —

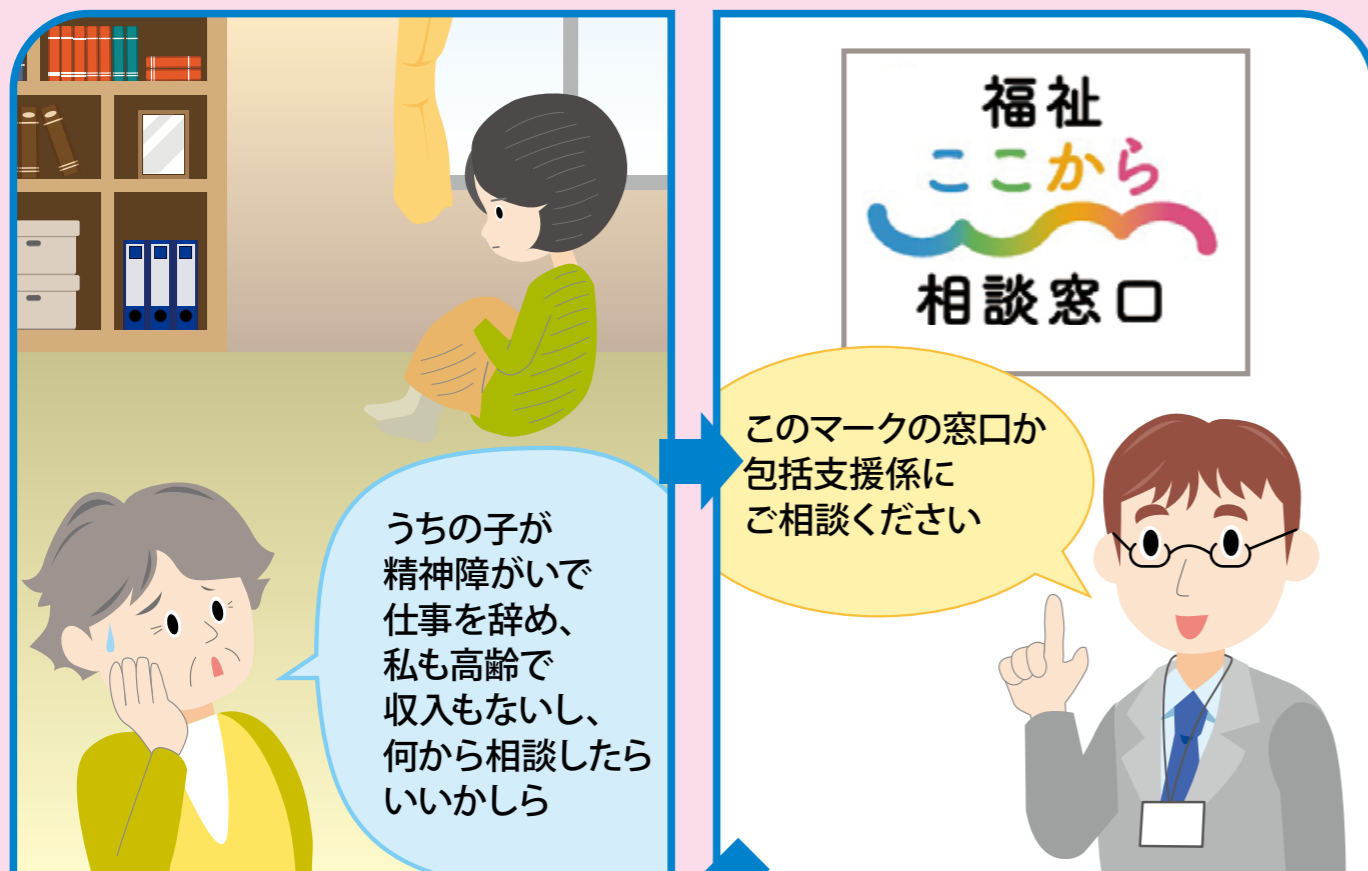
- 消費生活センターでは、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理にあたっています。
- 契約等で不安に思ったことや、困ったことがありましたら、1人で悩まずすぐに消費生活センターにご相談ください。

●問合せ：大和市消費生活センター ☎046-260-5120

開所日時：午前9時30分～正午/午後1時～午後4時(月～金)

※祝日・年末年始を除く

Q 16 福祉の総合窓口はあるの？



A 16 福祉ここから相談窓口をご利用ください

— 「福祉ここから相談窓口」 —

- 高齢、障がい、子育て、生活困窮といったそれぞれの窓口を『福祉ここから相談窓口』と位置付けました。
複合的な福祉課題の相談を受けた場合に、他課や関係機関とつながり、一体となって支援の方策を考えていく運用を開始しました。

◆ 包括支援係

包括支援係は、関係各課を集めて協議を行う場を設けるなどのコーディネートを担い、世帯の抱える「課題」ごとではなく、「世帯」ごと支援をしていく体制を目指しています。
どこに相談してよいか分からないときは、包括支援係へご相談ください。

● 問合せ：福祉総務課 包括支援係

☎046-260-5637

— 「こもりびと」支援窓口 —

◆ 「こもりびと」とは

大和市では、いわゆる「ひきこもり」の方々に寄り添いたいとの思いから、より温かみのある「こもりびと」という呼称を使っています。

◆ 相談窓口

こもりびと専門の一次相談窓口として、「こもりびとコーディネーター」が相談に乗っています。

● 問合せ：福祉総務課

こもりびと相談専用電話 ☎046-260-5625

Q 17 経済的に困窮した時、相談できる窓口はあるの？

お金
家計の赤字が続いている

住まい
家賃が払えない

仕事
仕事が見つからない

暮らし
電気や水道が止められている

いろいろ悩みがあって困るなあ。

自立相談窓口を利用してみてはいかがですか？相談員があなたに何が必要か*いっしょ*に考え、寄り添いながら**自立**に向けた支援を行います。

自立相談窓口

自立相談支援事業

家計改善支援事業

住居確保給付金

など

詳しくは「大和市社会福祉協議会」でご相談できます。

生活状況・課題に合った個別相談を行い、生活保護に至る前の段階で「自立の促進」を図ることを目指します。

さっそく電話してみよう！

A 17 自立相談窓口を利用できます

「仕事を辞めて家賃が払えなくなりそう」「家計の状況で悩んでいる」など、生活に困っている方の相談について、自立相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、担当の相談員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行っています。

①自立相談支援事業

相談員がどのような支援が必要かを、あなたと一緒に考え、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

②家計改善支援事業

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じたプランの作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、早期の生活再生を支援します。

③住居確保給付金（家賃補助／転居費用補助）

離職・廃業または休業（自営の方）等による収入減少等を理由に、住居を失った又は、そのおそれの高い方に対し、給付金が支給されます。

※一定の要件を満たす方が対象です。

その他にも、自立相談の内容に応じて、関係機関での手続きに同行する等の支援を行っています。

●問合せ：大和市社会福祉協議会 自立相談窓口
☎046-200-6177
(大和市からの業務委託による事業実施。市の所管課は、生活援護課。)

Q 18 身近な地域で相談できる窓口があるの？

足を痛めてしまっていて

私はひとり暮らしだから生活が不安になってしまってますよ どうしてですか？

私もですよ

色々不安もありましたけど

地域包括支援センターで相談にのってもらっています

このチラシにのっていますよ これどうぞ

もしもし 地域包括支援センターですか

足が悪くて生活が不安で

近くに子どももないので...

地域包括支援センター

それでは一度お宅へうかがいます

後日...

介護保険の申請を手伝ってもらって

色々なサービスが利用できるようになりました

ありがとう！

A 18 地域包括支援センターへ相談してみよう！

— 身近な相談窓口 —

身近な相談員 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員が地域の実情に即した活動を展開しています。それぞれの担当地区内で、生活全般に関する悩みや相談を受けています。秘密は固く守りますのでお気軽にご相談ください。担当の民生委員・児童委員がわからないときは、**福祉総務課 ☎ 260-5604** にお問い合わせください。

地域包括支援センター

地域における総合相談や介護予防ケアマネジメント等を保健師（看護師）、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが連携して行います。また、認知症コンシェルジュ（認知症地域支援推進員）を配置しています。

中央林間地域包括支援センター

住所：中央林間 8-25-8
LAPLA 中央林間 2F
☎ 271-5572

担当する地区

◎中央林間 ◎中央林間西

南林間地域包括支援センター

住所：南林間 1-4-18
ジュネス南林間 2-1
☎ 271-5706

担当する地区

◎南林間 ◎林間

鶴間地域包括支援センター

住所：西鶴間 8-1-2
(サンホーム鶴間内)
☎ 271-2770

担当する地区

◎鶴間 ◎西鶴間

在宅介護支援センター みなみ風

住所：上草柳 164-5
☎ 264-1000

在宅介護等の相談、福祉サービスの代行申請等を行っています。

上草柳・中央地域包括支援センター

住所：草柳 2-15-1 (晃風園内)
☎ 263-1108

担当する地区

◎上草柳 ◎桜森 ◎中央 ◎草柳
◎下草柳 ◎柳橋 (1・4丁目)

福田南地域包括支援センター

住所：福田 1551 (敬愛の園内)
☎ 269-9001

担当する地区

◎代官 ◎渋谷
◎福田 (1~8丁目、2339~2617、5506~5696を除く)

下鶴間つきみ野地域包括支援センター

住所：下鶴間 418-2
(ロゼホームつきみ野内)
☎ 272-7061

担当する地区

◎下鶴間 ◎つきみ野

深見大和地域包括支援センター

住所：大和東 3-3-16 (大和YMCA内)
☎ 264-3192

担当する地区

◎深見西 ◎深見東 ◎深見
◎深見台 ◎大和東 ◎大和南

福田北地域包括支援センター

住所：柳橋 2-11
(まごころ地域福祉センター内)
☎ 267-9992

担当する地区

◎柳橋 (2・3・5丁目)
◎福田 (1~8丁目)

桜丘・和田地域包括支援センター

住所：下和田 822-1 (和喜園内)
☎ 268-2621

担当する地区

◎上和田 ◎下和田
◎福田 (2339~2617、5506~5696)



身近な地域で相談できる窓口があるの？

